

東大阪市

男女共同参画に関する 市民意識調査報告書

平成22年（2010年）

概要版

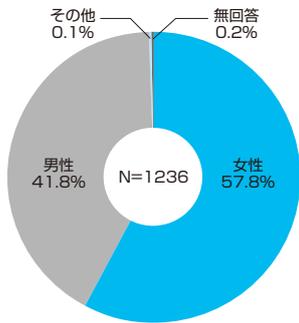
目次

調査の概要	2
1. 男女平等意識について	2
2. 日常生活や子育てについて	3
3. 仕事について	4
4. 心身の健康について	5
5. 人権の尊重について	6
6. 男女共同参画社会を実現するために	7
用語説明	8

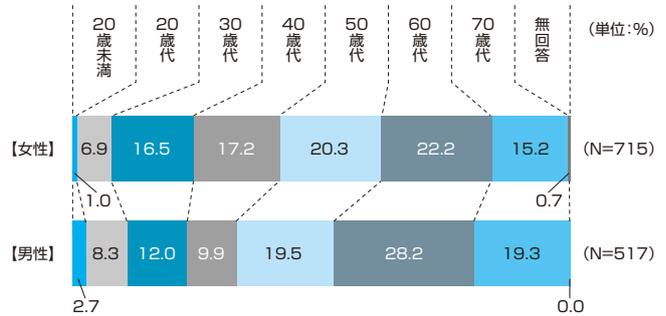
調査の概要

- 調査対象：平成21（2009）年9月1日現在、東大阪市に居住する満18歳以上の市民3,000人（女性1,511人、男性1,489人）
住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為抽出（系統抽出法）
- 有効回収数：1,236人（女性715人、男性517人、その他1人、不明〔答えないを含む〕3人） ● 有効回収率：41.2%
- 回答者のプロフィール

1. 性別



2. 性別・年齢層別



※Nは本調査の集計対象とした数。

※百分比 (%) は、小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計は100%にならないことがある。

1 男女平等意識について

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識

男性では、固定的な性別役割分担意識に『同感する』割合が『同感しない』割合を大きく上回る

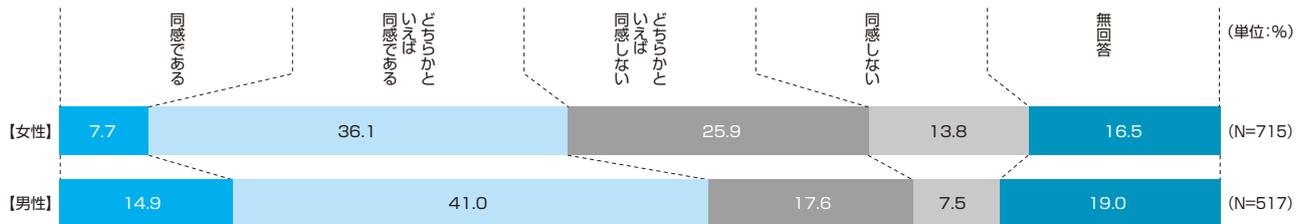
女性では、「同感である」と「どちらかといえば同感である」を合わせた『同感する』割合と、「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた『同感しない』割合が同程度ですが、男性では、『同感する』割合が『同感しない』割合を大きく上回っています。

国の同様の調査では、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成する』割合は、女性37.3%・男性45.9%。「反対」

と「どちらかといえば反対」を合わせた『反対する』割合は、女性58.6%・男性51.1%であり、本市の方が固定的な性別役割分担に肯定的な意見を持っている割合が高くなっています。

役割を性別で固定する考え方は、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会を奪う要因にもなります。男女がともに個性や能力を発揮し、尊重し合うことのできる社会づくりが重要です。

問 「男は仕事、女は家庭」という男女で役割を固定した考え方について、あなたはどのように思いますか。



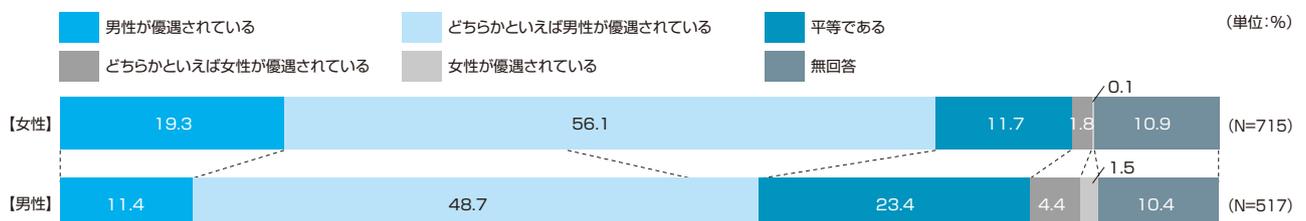
男女の地位の平等感

社会全体について女性の4人のうち3人は『男性が優遇されている』と感じている

「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた『男性が優遇されている』割合は、女性75.4%・男性60.1%で、男女ともに半数を超えています。

社会のあらゆる分野でだれもが平等になっていると感じられる社会をつくるには、法制度の整備と一人ひとりの意識変革が必要です。

問 あなたは、社会全体では男女が平等になっていると思いますか。



2 日常生活や子育てについて

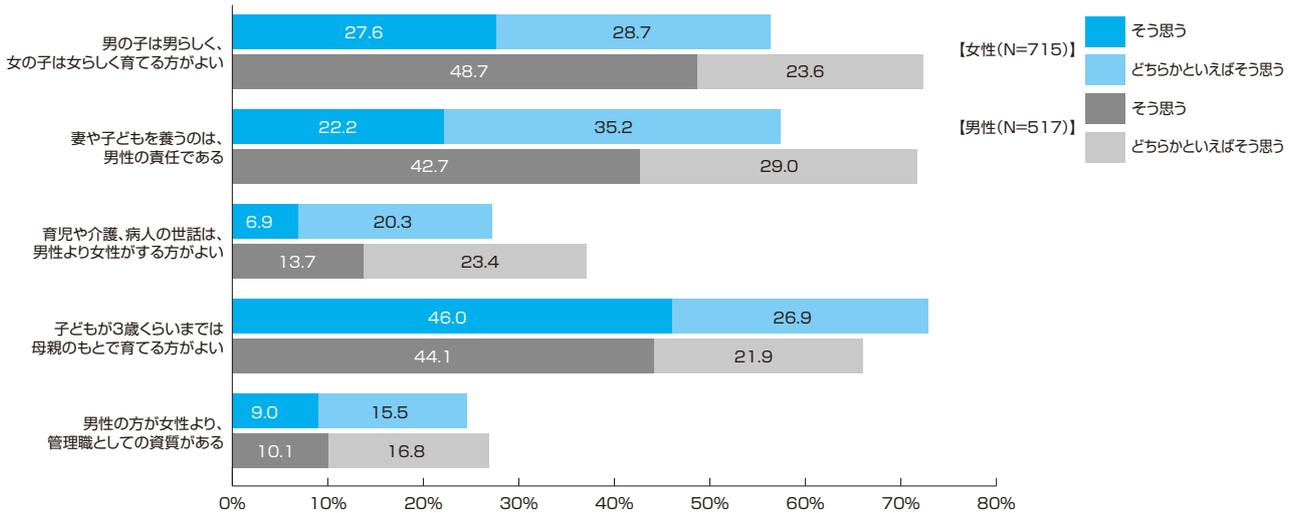
子育てや男女の役割

根強い固定的な性別役割意識

「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」「妻や子どもを養うのは、男性の責任である」「子どもが3歳くらいまでは母親のもとで育てる方がよい」では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が男女ともに過半数を占めています。

次代を担う子どもたちのためにも、性別で役割を決めつけたり、固定した考え方ではなく、一人ひとりが自らの意思で生き方を選択でき、男女が互いに支え合ってバランスよく暮らせる社会をつくりましょう。

問 あなたは、次の項目についてどのように思いますか。



希望と現実の暮らし方の比較

男女で異なる「実際の生活」

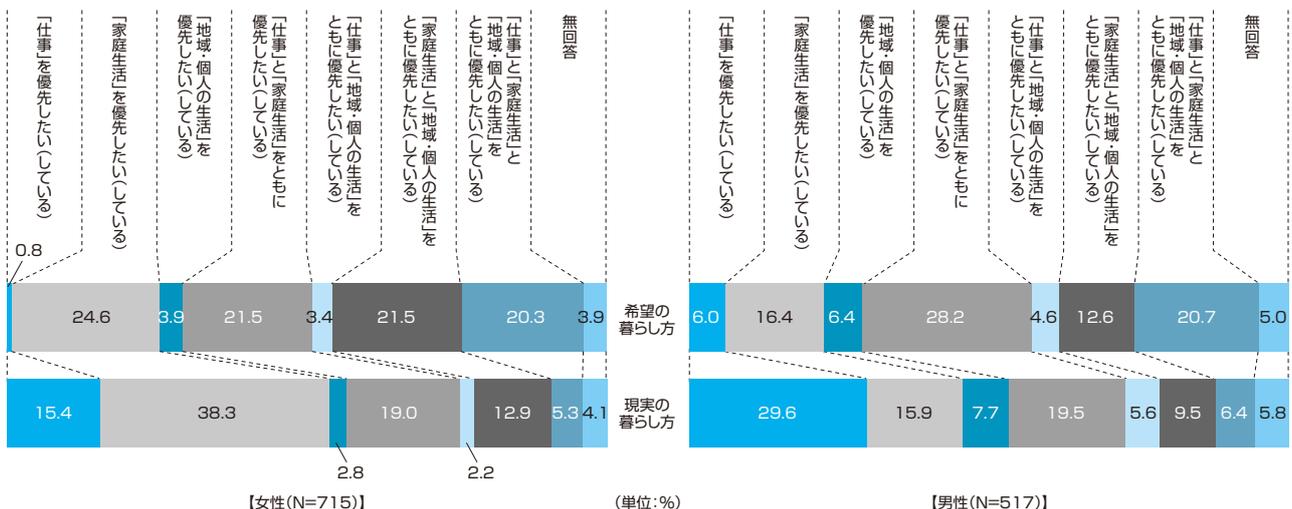
「希望する暮らし方」では、女性の場合は多岐にわたっています。男性の場合は「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」割合が30%弱で最も高くなっています。

「実際の生活」では、女性の場合は「『家庭生活』を優先している」割合が最も高く、男性の場合は「『仕事』を優先している」が最

も高くなっており、希望の暮らし方とは異なった生活をしている場合がみられます。

男女にかかわらず、自分が希望する生き方を可能にする社会の実現をめざしましょう。

問 あなたは、希望としてはどのような暮らし方をしたいと思いますか。実際の生活はどうでしょうか。



3 仕事について

労働時間

60歳代までの男性の10人に1人以上は「週60時間以上」働いている

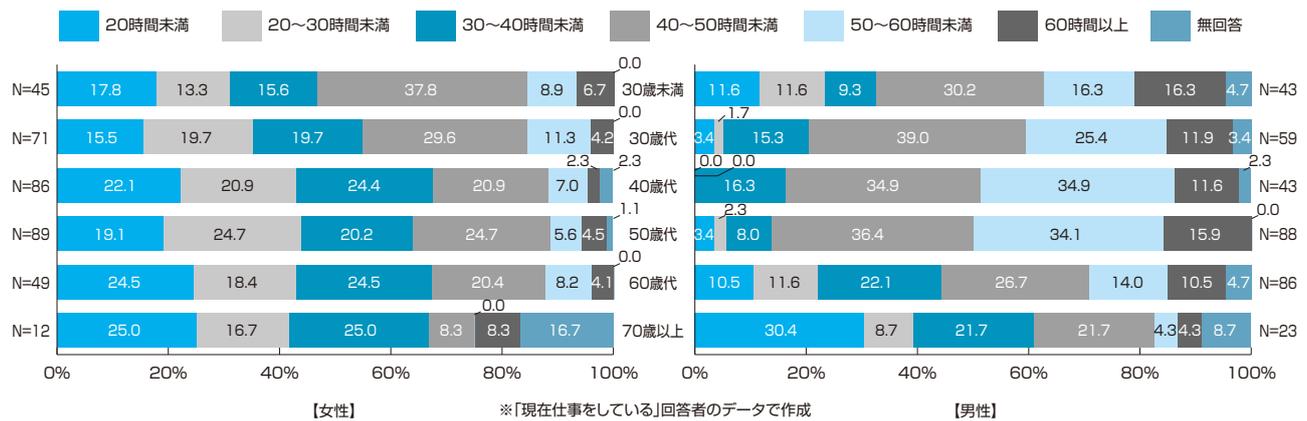
女性の労働時間では、30歳未満では40時間以上の割合が50%強ですが、40歳代以上の年齢層では40時間未満の割合が60%を超えています。

男性の場合は、30～50歳代で40時間以上の割合が75%を

超え、中でも、60歳代までの年齢層では「60時間以上」の割合が10%を超えています。

長時間労働は、仕事とともに家庭生活や地域活動、個人の趣味などを楽しむ時間を奪うことになりかねません。

問 あなたは、1週間でおおよそ何時間くらい働いていますか。(残業時間も含まれます)



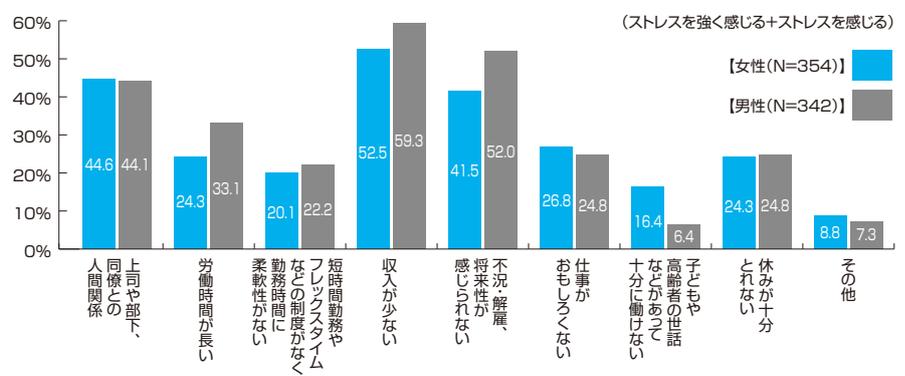
仕事上でのストレス（不安や悩み）

「収入」「人間関係」「不況・解雇、将来性」が3大不安

男女ともに最も多くストレスを感じるのは「収入が少なくて」、過半数を占めています。ついで、「上司や部下、同僚との人間関係」や「不況・解雇、将来性が感じられない」の割合も高くなっています。

安心して働ける職場づくりや職場におけるストレスマネジメントやメンタルヘルスに力を入れて、健康保持・増進を図ることが求められています。

問 あなたは、いまの仕事でストレス（不安や悩み）を感じていますか。



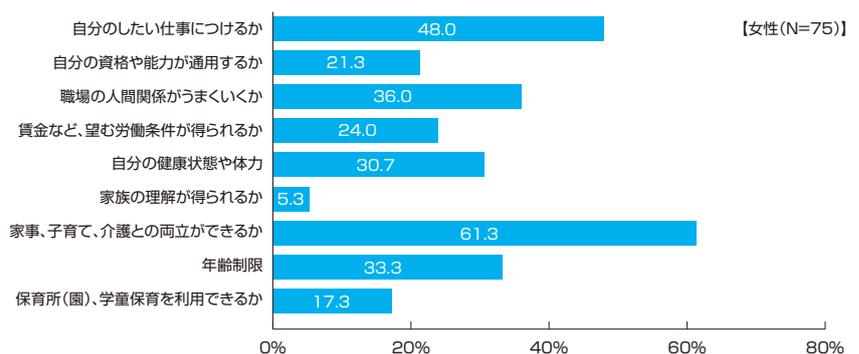
今後、仕事につく上での不安（50歳未満の女性）

仕事につく上での不安は「仕事と家事・子育て・介護との両立」が約60%

今回の調査では、現在働いていない50歳未満の女性回答者の70%以上が、『仕事につきたい』と考えています。その女性たちに今後、仕事につく上での困ったことや不安をたずねたところ、「家事、子育て、介護との両立ができるか」、「自分のしたい仕事につけるか」が高くなっています。

女性が働き続けるためには、夫や家族、地域の協力とともに、子育てや介護への社会的支援が欠かせません。また、事業所においても、男女が子育てや介護をしながら働けるような職場環境づくりが重要です。

問 今後、仕事につく上で何か困ったことや不安がありますか。（50歳未満の女性）



4 心身の健康について

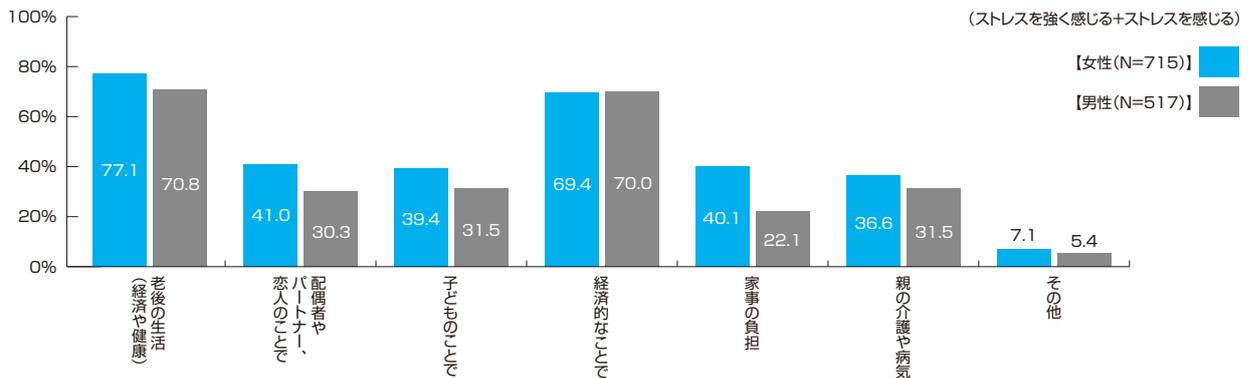
生活の中でのストレス（不安や悩み）の度合い

「老後の生活（経済や健康）」と「経済的なこと」に「ストレスを感じる」割合は70%前後

男女ともに「老後の生活（経済や健康）」と「経済的なこと」に「ストレスを感じる」割合が高くなっています。また、「経済的なこと」以外の項目では、男性よりも女性の割合が高く、「家事の負担」では差が大きくなっています。

制度やサービスを充実させ高齢期に対する不安を軽減するとともに、高齢者が社会の一員として活躍できるようなしくみや工夫が求められています。

問 あなたは、生活の中でのどのようなことでストレス（不安や悩み）を感じていますか。



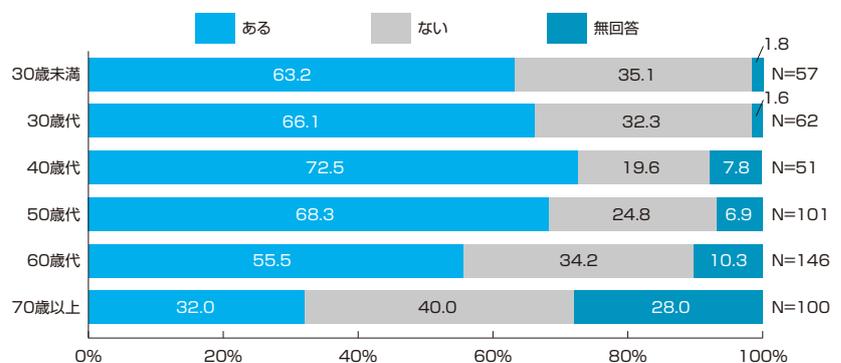
「男もつらい」と感じること

40歳代男性の72.5%は、「男もつらい」と感じている

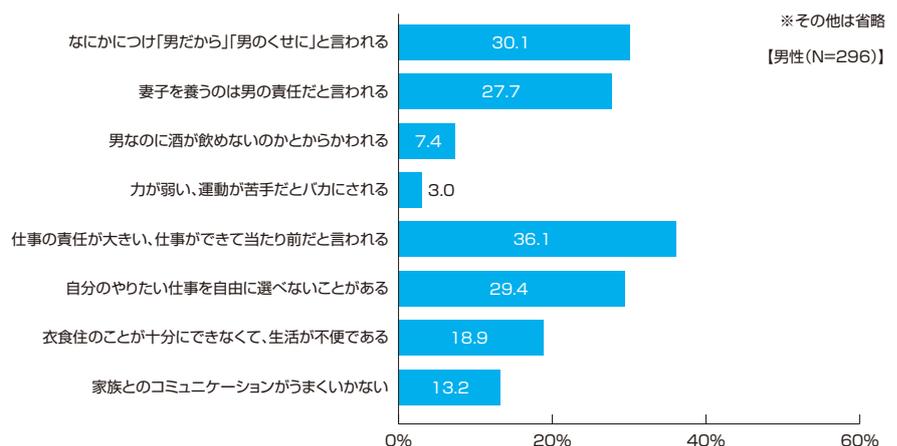
60歳未満の男性の60%以上が「男もつらい」と感じています。そして、つらいと感じる内容は、「仕事の責任が大きい、仕事ができ当たり前だとされる」、「なににかにつけ『男だから』『男のくせに』と言われる」、「自分のやりたい仕事を自由に選べないことがある」、「妻子を養うのは男の責任だとされる」が30%前後となっています。

「男はこうあるべき」というきめつけは、男性の生き方をしぼることにもつながります。性別による固定的な役割意識を払拭し、自分らしく生きることが大切である社会をつくりましょう。

問 「男性」におたずねします。あなたは「男もつらい」と感じることはありますか。



問 それはどんなことですか。



5 人権の尊重について

女性の人権の尊重

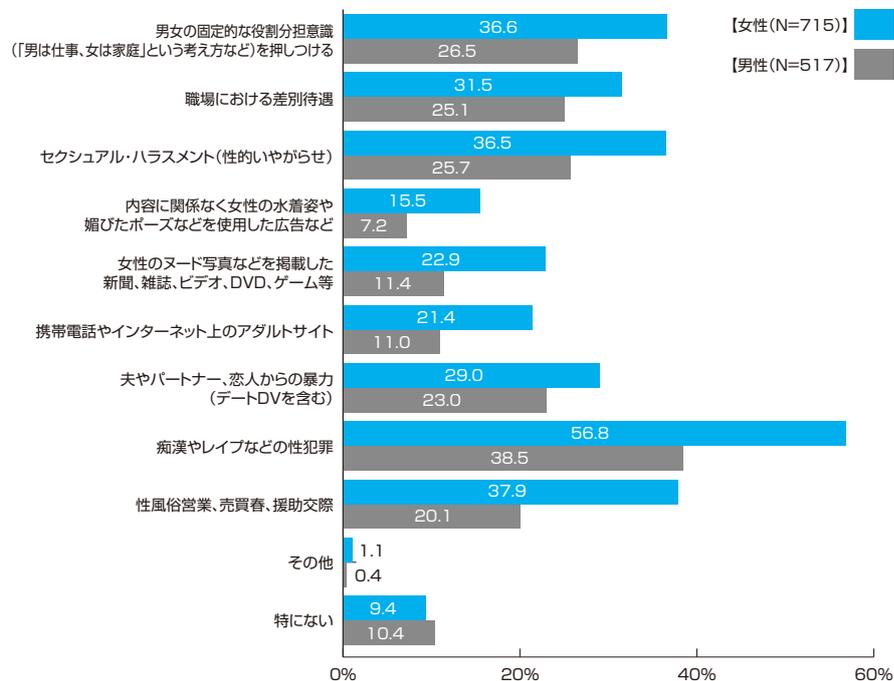
男性は女性ほど女性の人権に関して敏感ではない

女性の人権が尊重されていないと感じる割合は、男女ともに「痴漢やレイプなどの性犯罪」が最も高く、女性では50%を超えています。

男女で比較すると、全ての項目で男性の選択率は女性より低くなっています。

女性の人権が尊重されるよう、特に男性に対し、意識啓発を行うことが必要です。

問 あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことですか。



配偶者やパートナー、恋人からの暴力

女性が「大声でどなったり、物を壊したり」された割合は、17.0%

全ての項目において、「何度もされた」と「1、2度された」を合わせた割合は、女性の方が高くなっています。特に、「大声でどなったり、物を壊したりする」「平手で打つ」「誰のおかげで生活できるんだ」「食わせてやっている」と言う「こぶしでなぐったり、足で蹴る」は10%を超えています。

ここであげている行為は、全て暴力にあたります。「男らしさ、女らしさ」という性役割の意識や男女格差による支配関係によって暴力は起こります。

夫婦やパートナー、恋人といった親密な関係だからこそ互いを尊重し、対等な関係を築いていきたいものです。

問 あなたは配偶者やパートナー、恋人に、次のようなことをしたり、されたことがありますか。

行為 (%)	されたことがある「何度もされた」 + 「1、2度された」		したことがある「何度もした」 + 「1、2度した」	
	女性	男性	女性	男性
平手で打つ	14.9	6.6	5.2	12.6
こぶしでなぐったり、足で蹴る	10.5	3.9	2.8	6.5
身体を傷つける可能性のある物でなぐる	3.7	1.4	0.3	2.0
生活費を渡さない	7.2	0.6	0.1	2.5
なぐるふりをして、おどす	7.6	2.0	1.7	4.5
刃物などを突きつけて、おどす	1.1	1.0	0.4	0.2
相手がいやがっているのに性的な行為を強要する	8.2	0.6	0.7	2.2
見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	3.0	0.4	0.7	1.2
何を言っても長期間無視し続ける	7.0	4.2	4.0	4.1
交友関係や携帯電話を細かくチェックする	4.0	3.3	1.8	1.4
「誰のおかげで生活できるんだ」、「食わせてやっている」と言う	12.3	2.2	1.1	5.8
大声でどなったり、物を壊したりする	17.0	3.8	2.9	11.6
避妊に協力しない	5.6	0.4	0.4	1.8

6 男女共同参画社会を実現するために

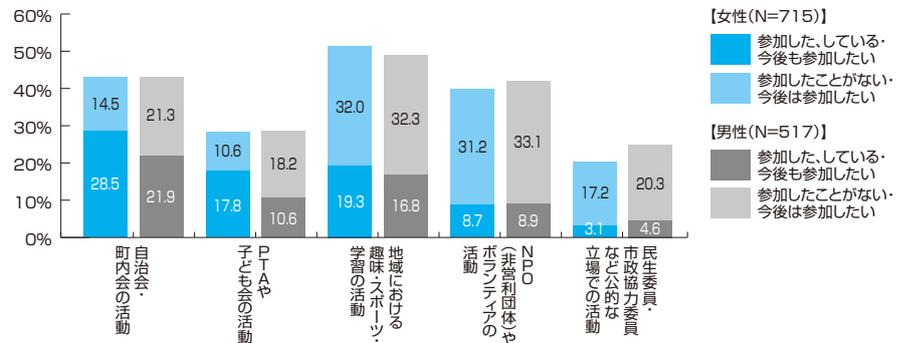
地域活動への参加意欲

男女ともに「地域における趣味・スポーツ・学習の活動」への参加意向は2人に1人の割合

「参加した、している・今後も参加したい」と「参加したことがない・今後は参加したい」を合わせた『今後参加したい』割合を高い順にみると、男女ともに「地域における趣味・スポーツ・学習の活動」で、ついで、「自治会・町内会の活動」、「NPO（非営利団体）やボランティアの活動」です。

こうした意欲ある多くの市民の方々に参画していただきながら、男女共同参画の視点で地域づくりを進めていきたいものです。

問 次の地域活動について、あなたの参加状況に近いものに○をつけてください。



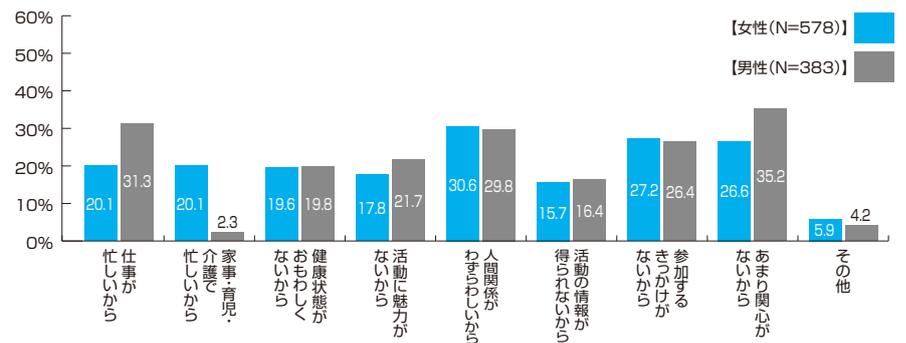
地域活動への参加を阻むもの

地域活動に参加したくない理由は、女性では「人間関係」、男性では「あまり関心がない」

「今後は（も）参加したくない」と答えられた回答者にその理由をたずねたところ、女性では「人間関係がわずらわしいから」、男性では「あまり関心がないから」が最も高い割合となっています。

男女で比較すると、「仕事が忙しいから」では、男性が女性より11.2%高く、「家事・育児・介護で忙しいから」では、女性が約20%であるのに対して男性はほとんど選んでいません。

問 「今後は(も)参加したくない」と答えられた方におたずねします。それはどうしてですか。

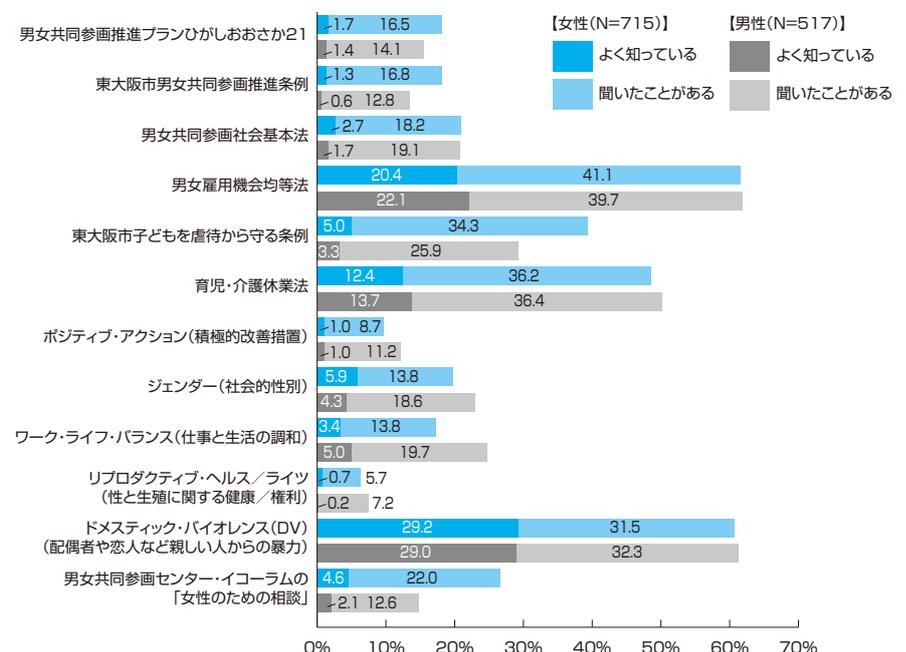


法律や言葉、東大阪市の取組みの認知度

『知っている』の割合が最も高いのは「男女雇用機会均等法」

「よく知っている」と「聞いたことがある」を合わせた『知っている』の割合が高いのは、「男女雇用機会均等法」「ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者や恋人など親しい人からの暴力）」で、男女ともに60%強です。「男女共同参画推進プランひがしおおさか21」「東大阪市男女共同参画推進条例」は10%台にとどまっています。

問 あなたは、次の法律や言葉、東大阪市の取組みをご存じですか。



用語説明

●男女共同参画社会

男女が、互いの人権を尊重しつつ、職場や家庭、地域活動など、社会のあらゆる場に対等に参画し、共に責任と喜びを分かち合う社会のことです。

●男女共同参画推進プランひがしおおさか21

人権の尊重と男女共同参画社会の実現を基本理念として、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画で、2003年に策定し、2007年には改訂版を策定しました。

●東大阪市男女共同参画推進条例

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって、男女の平等を基礎とする男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とし、2004年7月1日に施行しました。

●男女共同参画社会基本法

社会のあらゆる分野での活動において、男女がともに主体的かつ平等に社会のために意思決定し、行動するとともに、責任を担う社会、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年に施行されました。

●男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として1986年に施行されました。1997年には、募集・採用、配置・昇進について女性に対する差別の禁止、ポジティブ・アクションに対する国の援助、セクシュアル・ハラスメント防止についての配慮義務等について改正され、2006年の改正では、性別による差別禁止の範囲の拡大、間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化、母性健康管理措置などこれまで以上の規定が設けられました。

●東大阪市子どもを虐待から守る条例

子どもを虐待から守り、子どもの健やかな成長及び発達を保障することを目的に2005年に施行されました。基本的な考え方、市、市民、保護者の責務並びに子ども虐待の予防及び早期発見その他の子ども虐待防止等に関する必要な事項を定めています。

●育児・介護休業法

育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を

増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的として1991年に制定されました。次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進するため、2005年に改正されました。2009年の改正では、子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除の義務化、子どもの看護休暇制度の拡充、父親の育児休業取得の促進、介護休暇の新設が盛り込まれました。

●ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することです。

●ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を社会的性別（ジェンダー）といいます。社会的性別は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることをいいます。

●リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障される考え方のこと。安全な性生活や子どもをいつ何人産むか、産まないかなどについて女性が主体的に選択し、自ら決定する権利のことをいいます。

●ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者や恋人など親しい人からの暴力）

なぐる・蹴るなどの身体的暴力のみならず、威嚇する、無視するなどにより、心理的苦痛を与える精神的な暴力や性的行為を強要するなどの性的暴力等があげられます。暴力の防止及び被害者の保護・支援を目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が2001年に施行されました。

男女共同参画に関する市民意識調査報告書（概要版）